

宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得しようとする者に対し、宇多津町防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災士研修センター等」とは、防災士機構が認定した研修機関で、かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本町に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 講座を受講する者で防災士の資格を取得しようとする者
- (2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内の地区自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3) 防災士の資格を取得した旨の情報を町長が町内の地区自主防災組織等に提供することに同意する者
- (4) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者、又は受ける予定でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講座（教育課程の一つとして実施されるものを除く。）の受講料及び教本代金
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、2万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、講座の受講前に宇多津町防災士育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に講座の受講を証する書類、第4条第1号に掲げる経費を確認できる書類及び誓約書を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇多津町防災士育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 前条の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付申請を行った年度内に防災士機構による防災士認証登録を受けること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき。
 - イ 中止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助事業が完了したときは、速やかに宇多津町防災士育成事業実績報告書を提出すること。

(補助事業の変更等)

第9条 申請者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

- (1) 第6条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、宇多津町防災士育成事業補助金変更交付申請書(様式第3号)により承認を受けること(町長が認める軽微な変更の場合を除く。)
- (2) 補助事業を中止しようとするときは、宇多津町防災士育成事業中止申請書(様式第4号)により承認を受けること。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、防災士の登録が完了した際には、速やかに宇多津町防災士育成事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第4条に規定する対象経費の支払を証明する書類

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査を行い、適当と認めたときは、宇多津町防災士育成事業補助金額確定通知書(様式第6号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ — — ）

宇多津町防災士育成事業補助金交付申請書

このことについて、宇多津町防災士育成事業補助金の交付を受けたいので、宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 防災士研修講座

(1) 受講コース名

(2) 研修機関名

(3) 受講期間

3 添付書類

(1) 研修講座の受講を証する書類

(2) 第4条第1号に掲げる経費を確認できる書類

(3) 誓約書

年 月 日

宇多津町長 殿

住 所

氏 名

電話番号 (— —)

誓 約 書

宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金の交付申請をするに当たり、要綱第3条の補助対象者の条件を確認し、資格取得後は、要綱の趣旨に則り防災リーダーとして活動します。

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本町に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)講座を受講する者で防災士の資格を取得しようとする者
- (2)防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内の地区自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3)防災士の資格を取得した旨の情報を町長が町内の地区自主防災組織等に提供することに同意する者
- (4)防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者または受ける予定でない者

様式第2号（第7条関係）

宇多津町防災士育成事業補助金交付決定通知書

宇危発第 号
年 月 日

様

宇多津町長

年 月 日付で申請のありました、宇多津町防災士育成事業補助金について、
次のとおり決定しましたので、宇多津町補助金交付条例第7条の規定により通知します。

1 補助金額 _____ 円

2 補助金の交付条件

- （1）防災士の資格を取得したときは、補助金の交付決定を受けた年度内に特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士認証登録を受けること。
- （2）次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき。
 - イ 中止をするとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったとき。
- （3）補助事業が完了したときは、速やかに宇多津町防災士育成事業実績報告書を提出すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ — — ）

宇多津町防災士育成事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 宇危発第 号により補助金の交付決定のあった宇多津町防災士育成事業について、次のとおり内容等を変更しますので、宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 防災士研修講座

- (1) 受講コース名
- (2) 研修機関名
- (3) 受講期間

2 変更した事業の内容

3 変更した理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ — — ）

宇多津町防災士育成事業中止申請書

平成 年 月 日付 宇危発第 号により補助金の交付決定のあった宇多津町防災士育成事業について、次のとおり補助事業を中止したいので、宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱第9条第2号の規定により申請します。

- 1 防災士研修講座
 - (1) 受講コース名
 - (2) 研修機関名
 - (3) 受講期間

- 2 中止の理由

- 3 中止年月日

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ — — ）

宇多津町防災士育成事業実績報告書

年 月 日付 宇危発第 号により補助金の交付決定のあった宇多津町防災士育成事業について、宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告します。

記

- 1 補助事業の名称 宇多津町防災士育成事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 登録の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - （1）防災士認証状の写し
 - （2）支払を証明する書類（領収書の写し）
 - （3）請求書

宇多津町防災士育成事業補助金交付請求書

金 _____ 円

ただし、 年 月 日付 宇危発第 号により補助金交付の決定を受けた宇多津町防災士育成事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

宇多津町長 殿

住 所
氏 名
電話番号 （ — — ）

○上記の宇多津町防災士育成事業補助金は、次の金融機関口座に振込して下さい。

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号	(フリガナ)
				口座名義
銀行 農協 金庫 信組 信連	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

宇多津町長

宇多津町防災士育成事業補助金確定通知書

年 月 日付 宇危発第 号により補助金の交付決定のあった宇多津町防災士育成事業について、次のとおり交付金額を確定したので、宇多津町防災士育成事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

なお、補助金については、 月 日頃に指定口座に振り込みいたします。

1 補助金の額 金 _____ 円